

測量法施行令・測量法施行規則の改正について

背景・目的

測量法(昭和24年法律第188号)

測量士及び測量士補の資格制度を始め、国や公共団体等の測量制度全般について規定

【課題】

- 将来の担い手不足(測量技術者の高齢化、若年技術者の不足)
 - 測量・測位技術の進展に伴う新技術への対応
- ⇒ 技術の進展に対応した測量士等の担い手確保

測量法の改正 令和6年6月公布、一部を除き令和7年4月1日施行

○「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律」として議員立法により改正

【測量法に関する改正内容】

- ①測量士等の養成施設の登録要件の詳細を法律事項から省令事項に変更
 - ②測量士等の登録・試験に関する委任を政令事項から省令事項に変更
 - ③測量成果等の提供について、書面に加えて電子提供を可能とする 等
- ⇒ 時代の変化に応じた柔軟かつ機動的な対応を可能とする

法改正に伴う政令・省令の改正 令和7年4月1日施行

政令(測量法施行令)の改正 ※令和7年1月14日閣議決定、令和7年1月17日公布

- 測量士等の登録・試験に関する規定の削除(法改正②に伴う改正)
- 測量成果等の電子提供に係る手数料に関する規定の新設(法改正③に伴う改正) 等

省令(測量法施行規則)の改正 ※令和7年1月17日公布

- 測量士等の養成施設の登録要件の詳細に関する規定の新設(法改正①に伴う改正)
⇒ 「時代遅れの科目・実習機器を要件から削除し、新しいものを追加」「専任教員の人数要件を緩和」
- 測量士等の登録・試験に関する規定の新設(法改正②に伴う改正)
- 測量成果等の電子提供に係る方法(インターネット、DVD-R等)に関する規定の新設(法改正③に伴う改正) 等